

建築基準法及び建築物省エネ法 の改正概要について

1

広島県土木建築局建築課
令和6年7月

1 法改正の背景

(1) 2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%削減の実現に向けた建築物の対応

- ① 建築物の省エネ基準の段階的強化
- ② 基準強化に伴う審査範囲の拡大
- ③ 建築物の木材利用促進に向けた防火規定の合理化
- ④ 木造建築物の構造関係規定の合理化

(2) 少子高齢化の進行に伴う労働人口減少を見据えた建築業界の生産性向上等への対応

- ① 省エネ基準強化に伴い、手続きの簡素化・合理化
- ② 建築確認申請などの電子申請化の推進、BIMの活用等DX推進
- ③ 二級建築士資格者が取得可能な2級建築主事の創設

1 法改正の背景

3

(1) 2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%削減の実現に向けた建築物の対応

背景・必要性

- 2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%削減(2013年度比)の実現に向け、2021年10月、地球温暖化対策等の削減目標を強化

エネルギー消費の約3割を占める
建築物分野での省エネ対策を加速

<エネルギー消費の割合> (2019年度)

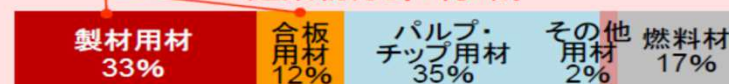
建築物分野: 約3割



木材需要の約4割を占める
建築物分野での木材利用を促進

<木材需要の割合> (2020年度)

建築物分野: 約4割



- 「エネルギー基本計画」(2021年10月22日閣議決定) ※

- ・ 2050年に住宅・建築物のストック平均でZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能が確保されていることを目指す。
- ・ 建築物省エネ法を改正し、省エネルギー基準適合義務の対象外である住宅及び小規模建築物の省エネルギー基準への適合を2025年度までに義務化するとともに、2030年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指し、総合的な誘導基準・住宅トップランナー基準の引上げ、省エネルギー基準の段階的な水準の引上げを遅くとも2030年度までに実施する。

※ 「地球温暖化対策計画」(2021年10月22日閣議決定)にも同様の記載あり

- 「成長戦略フォローアップ」(2021年6月18日閣議決定)

- ・ 建築基準法令について、木材利用の推進、既存建築物の有効活用に向け、2021年中に基準の合理化等を検討し、2022年から所要の制度的措置を講ずる。

< 2050年カーボンニュートラルに向けた取組 >

【2050年】

ストック平均で、ZEH・ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス/ビル)水準の省エネ性能の確保を目指す

【2030年】

新築について、ZEH・ZEB水準の省エネ性能の確保を目指す

抜本的な取組の強化が必要不可欠

1 法改正の背景

4

(1) 2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%削減の実現に向けた建築物の対応

建築物分野の省エネ対策の徹底，CO2吸収源対策としての木材利用拡大等を通じ，脱炭素社会の実現へ寄与する。

【法改正による対応内容】

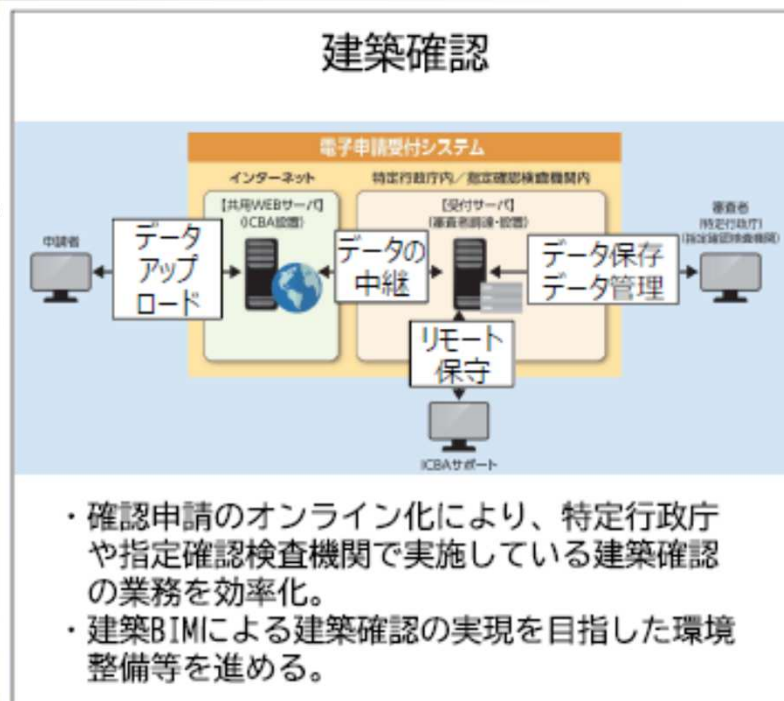
- 建築物の省エネ基準の段階的強化と審査範囲の拡大
 - ・ 省エネ基準への適合義務を原則全建築物に拡大，基準も強化
 - ・ 建築確認申請における審査範囲の拡大 等
- 大規模木造建築物の木材利用拡大(防火規定等の合理化)
 - ・ 3000 m²超の大規模建築物の全体の木造化促進
 - ・ 大規模建築物における部分的な木造化の促進
 - ・ 低層部分の木造化の促進（防火規制上別棟扱いとする）
- 木造建築物の構造関係規定の合理化

1 法改正の背景

(2) 少子高齢化の進行に伴う労働人口減少を見据えた
建築業界の生産性向上への対応

【国交省の基本方針】

- ・建築確認、定期報告等のオンライン化(電子申請化), BIMの活用
- ・中間・完了検査のリモート実施等、建築行政手続きのDX推進



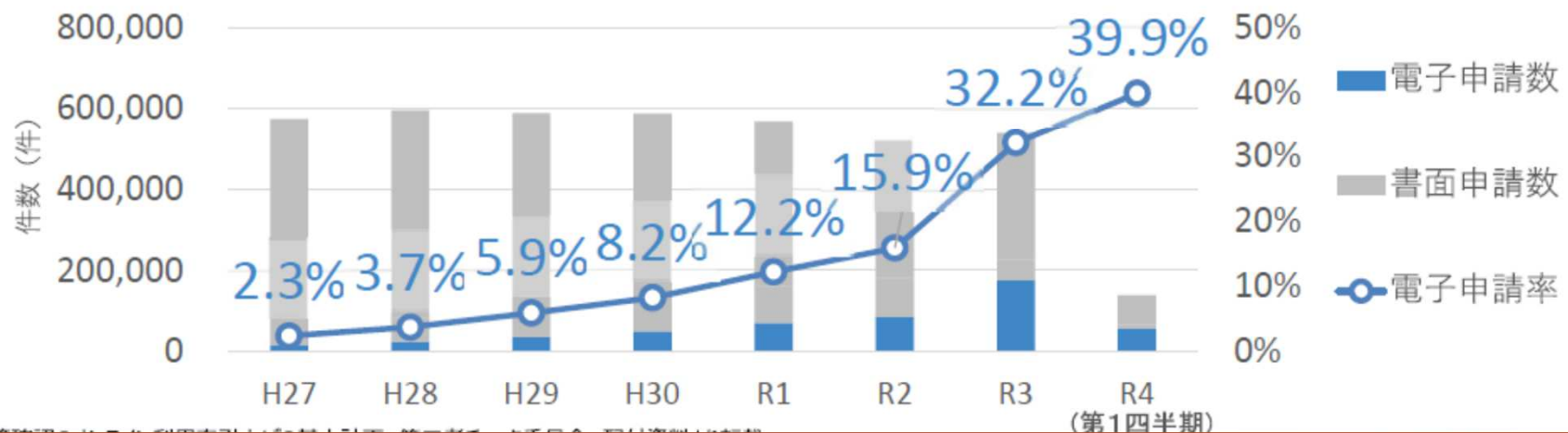
1 法改正の背景

(2) 少子高齢化の進行に伴う労働人口減少を見据えた建築業界の生産性向上への対応

「建築確認等」に関する基本計画(R3.9改訂) 対象手続とオンライン利用率目標

手続名	総手続件数 (令和元年度)	オンライン利用率 (令和元年度)	オンライン利用率目標	取組期間 (達成期限)
1. 建築確認	569,269件	12%	50%	令和7年度末
2. 建築設備及び昇降機等の定期検査の結果の報告	1,075,230件	0%	40%	令和7年度末
3. 構造方法等の認定	3,452件	38%	80%	令和4年度末

1. 建築確認申請の電子化率の推移



2 法改正の概要

(1) 2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%削減の実現に向けた建築物の対応

7

- ① 建築物の省エネ基準の段階的強化と審査範囲の拡大
 - ア 省エネ基準の段階的強化
 - イ 省エネ基準への適合義務を原則全建築物に拡大
 - ウ 建築確認申請における審査範囲拡大 等
- ② 大規模木造建築物の木材利用拡大(防火避難規定等の合理化)
 - ア 3000㎡超の大規模建築物の全体の木造化促進
 - イ 大規模建築物における部分的な木造化の促進
 - ウ 低層部分の木造化の促進 (防火規制上別棟扱いとする)
- ③ 木造建築物の構造関係規定の合理化
 - ア 木造建築物の構造計算の合理化 (構造計算を求める木造建築物の拡大や構造計算方法の一部簡素化)
 - イ 構造計算を要しない小規模木造建築物の仕様規定の強化

2 法改正の概要

8

(1) 建築物の省エネ基準の段階的強化

①建築物省エネ法（消費性能基準等を定める省令）

○建築物エネルギー消費性能誘導基準及び低炭素建築物認定における基準の引き上げ

⇒「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令」が令和4年8月16日公布、令和4年10月施行

⇒非住宅について省エネ性能の水準をZEB（ZEBoriented）水準まで引き上げ。



一次エネルギー消費量について省エネ基準より10～20%削減とされていたものが30～40%削減に強化

2 法改正の概要

9 (1) 建築物の省エネ基準の段階的強化 * 非住宅に係る部分

① 建築物省エネ法（改正後の省令第12条及び別表第二）

【改正前（～2022.10）】

	用途（非住宅）	一次エネ (BEI)	外皮 (BPI: PAL*)
建築物省エネ法 省エネ基準	—	1.0※1	—
建築物省エネ法 誘導基準	—	0.8※1	1.0
工コまち法 低炭素建築物 認定基準	—	0.9※1	1.0
ZEB Oriented 相当の 省エネ性能	事務所等、 学校等、工場等	0.6※2	—
	ホテル等、病院等、 百貨店等、飲食店等、 集会所等	0.7※2	—

【改正後（2022.10～）】

	用途（非住宅）	一次エネ (BEI)	外皮 (BPI: PAL*)
建築物省エネ法 省エネ基準	—	1.0※1	—
建築物省エネ法 誘導基準	事務所等、 学校等、工場等	0.6※2	1.0
	ホテル等、病院等、 百貨店等、飲食店等、 集会所等	0.7※2	1.0
工コまち法 低炭素建築物 認定基準	事務所等、 学校等、工場等	0.6※2	1.0
	ホテル等、病院等、 百貨店等、飲食店等、 集会所等	0.7※2	1.0
ZEB Oriented 相当の 省エネ性能	事務所等、 学校等、工場等	0.6※2	—
	ホテル等、病院等、 百貨店等、飲食店等、 集会所等	0.7※2	—

※1 太陽光発電設備及びコージェネレーション設備の発電量のうち自家消費分を含む。

※2 太陽光発電設備を除き、コージェネレーション設備の発電量のうち自家消費分を含む。

2 法改正の概要

10

(1) 建築物の省エネ基準の段階的強化 * 住宅に係る部分

① 建築物省エネ法（改正後の省令第14条）

○ 建築物エネルギー消費性能誘導基準及び低炭素建築物認定における基準の引き上げ

⇒ 同様に住宅についても省エネ性能の水準を引き上げ。



○ 一次エネルギー消費量省エネ基準より10%削減とされていたものが20%削減に強化

○ 住宅の外皮基準もZEH水準と整合するよう引き上げ。

改正後の省令第10条第1項第2号イに規定（標準計算法）

2 法改正の概要

(1) 建築物の省エネ基準の段階的強化

* 住宅に係る部分

11

①建築物省エネ法（改正後の省令第14条）

【改正前（22・10）】

			地域の区分							
			1	2	3	4	5	6	7	8
建築物省エネ法省エネ基準	一次省エネ基準 (BEI)		1.0 ^{*1}							
	外皮基準	UA値	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	—
		ηAC値	—	—	—	—	3.0	2.8	2.7	6.7
建築物省エネ法誘導基準	一次省エネ基準 (BEI)		0.9 ^{*1}							
	外皮基準 <small>(省エネ基準に適合)</small>	UA値	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	—
		ηAC値	—	—	—	—	3.0	2.8	2.7	6.7
工口まち法低炭素建築物認定基準	一次省エネ基準 (BEI)		0.9 ^{*1}							
	外皮基準	UA値	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	—
		ηAC値	—	—	—	—	3.0	2.8	2.7	6.7
ZEH	一次省エネ水準 (BEI)		0.8 ^{*2}							
	強化外皮基準	UA値	0.40	0.40	0.50	0.60	0.60	0.60	0.60	—
		ηAC値 <small>(省エネ基準に適合)</small>	—	—	—	—	3.0	2.8	2.7	6.7

【改正後22・10】

建築物省エネ法省エネ基準	一次省エネ基準 (BEI)		1.0 ^{*1}							
	外皮基準	UA値	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	—
		ηAC値	—	—	—	—	3.0	2.8	2.7	6.7
建築物省エネ法誘導基準	一次省エネ基準 (BEI)		0.8 ^{*2}							
	強化外皮基準	UA値	0.40	0.40	0.50	0.60	0.60	0.60	0.60	—
		ηAC値	—	—	—	—	3.0	2.8	2.7	6.7
工口まち法低炭素建築物認定基準	一次省エネ基準 (BEI)		0.8 ^{*2}							
	強化外皮基準	UA値	0.40	0.40	0.50	0.60	0.60	0.60	0.60	—
		ηAC値	—	—	—	—	3.0	2.8	2.7	6.7
ZEH	一次省エネ水準 (BEI)		0.8 ^{*2}							
	強化外皮基準	UA値	0.40	0.40	0.50	0.60	0.60	0.60	0.60	—
		ηAC値 <small>(省エネ基準に適合)</small>	—	—	—	—	3.0	2.8	2.7	6.7

2 法改正の概要

12

(1) 建築物の省エネ基準の段階的強化 * 共同住宅に係る部分

① 建築物省エネ法（算出方法等を定める告示）

○共同住宅における基準一次エネルギー消費量の水準見直し
共同住宅の住戸間の熱損失が原則無い前提で外皮基準が見直されたことを踏まえ、

暖冷房設備の基準一次エネルギー消費量の算出に用いる、暖房・冷房負荷に係る係数を見直し

- ・ UA：外皮平均熱貫流率
- ・ η AH：暖房期平均日射熱取得率
- ・ η AC：冷房期平均日射熱取得率

⇒平成28年国土交通省告示第265号第2 3（1）改正

令和4年11月公布・施行

2 法改正の概要

13

(1) 建築物の省エネ基準の段階的強化 * 共同住宅に係る部分

① 建築物省エネ法

平成28 年国土交通省告示第265 号第2 3(1)

改正前 〔住戸間の 熱損失あり〕	地域の区分							
	1	2	3	4	5	6	7	8
U_A	0.41	0.41	0.44	0.69	0.75	0.75	0.75	1.73
η_{AH}	1.5	1.3	1.5	1.8	2.1	2.0	2.1	—
η_{AC}	1.1	1.1	1.1	1.4	1.5	1.4	1.3	2.8

↓

改正後 〔住戸間の 熱損失なし〕	地域の区分							
	1	2	3	4	5	6	7	8
U_A	0.39	0.39	0.46	0.62	0.72	0.72	0.72	1.60
η_{AH}	1.4	1.3	1.5	1.6	2.2	2.1	2.2	—
η_{AC}	0.9	1.0	1.1	1.2	1.5	1.4	1.4	2.5

【改正前
(22.11.6)】

【改正後
(22.11.7)】

外皮平均
熱貫流率

平均日射
熱取得率

2 法改正の概要

14

(1) 建築物の省エネ基準の段階的強化 * 共同住宅に係る部分

①建築物省エネ法（第28条第2項、第29条、第30条）

○住宅トップランナー制度の対象が分譲型規格共同住宅等に拡大
一定の戸数以上の規格住宅を供給する大手事業者に対して、高
い省エネ性能（誘導基準）をクリアすることについて努力義務を
課している。

（従わない場合には勧告や公表ができる規定もある）

⇒建売戸建住宅、注文戸建住宅、賃貸アパートがその対象とされており、分譲マンションは対象外となっている。

⇒規格化された分譲マンションを供給する大手デベロッパー等
に対する誘導基準達成への努力義務規定など追加

2 法改正の概要

15

(1) 建築物の省エネ基準の段階的強化 * 非住宅に係る部分

① 建築物省エネ法(令和6年4月1日施行)

○大規模非住宅建築物の基準一次エネルギー消費量の水準引き上げ
 大規模(2000 m²以上)非住宅建築物について、基準一次エネルギー消費量の水準について、現行より15~25%削減が義務付けられる。

非住宅部分の規模	用途	基準一次消費エネルギー量の水準を表す係数 B
非住宅部分の床面積の合計が2000m ² 以上	事務所等	0.8
	ホテル等	0.8
	病院等	0.85
	百貨店等	0.8
	学校等	0.8
	飲食店等	0.85
	集会所等	0.85
	工場等	0.75

2 法改正の概要

16

(2) 省エネ基準への適合義務を原則全建築物に拡大 * **全建築物**

① 建築物省エネ法第10条(令和7年4月1日施行)

○ 全ての新築・増改築に省エネ基準適合を義務付け
原則、全ての住宅・建築物を新築・増改築する際に、省エネ基準への適合が義務付けられる。

⇒ 2025年4月1日以降着工分から適用開始

<現行制度からの変更点>

	現行制度	
	非住宅	住宅
大規模(2000㎡以上)	適合義務	届出義務
中規模(300㎡以上)	適合義務	届出義務
小規模(300㎡未満)	説明義務	説明義務

2025年
4月以降

改正(2025年4月以降)	
非住宅	住宅
適合義務	適合義務
適合義務	適合義務
適合義務	適合義務

2 法改正の概要

17

(2) 省エネ基準への適合義務を原則全建築物に拡大 * 全建築物

① 建築物省エネ法第10条(令和7年4月1日施行予定)

【省エネ基準が適用されない建築物】

① 10 m²以下の新築・増改築

② 居室を有しないこと 又は

高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要が無いもの



- ・ 自動車車庫、自転車駐車場、畜舎、堆肥舎、公共用歩廊
- ・ 観覧場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、神社、寺院等

③ 歴史的建造物、文化財等

④ 応急仮設建築物、仮設建築物 (建築基準法第85条第2項)
仮設興行場等 (建築基準法第85条第6項、第7項)

2 法改正の概要

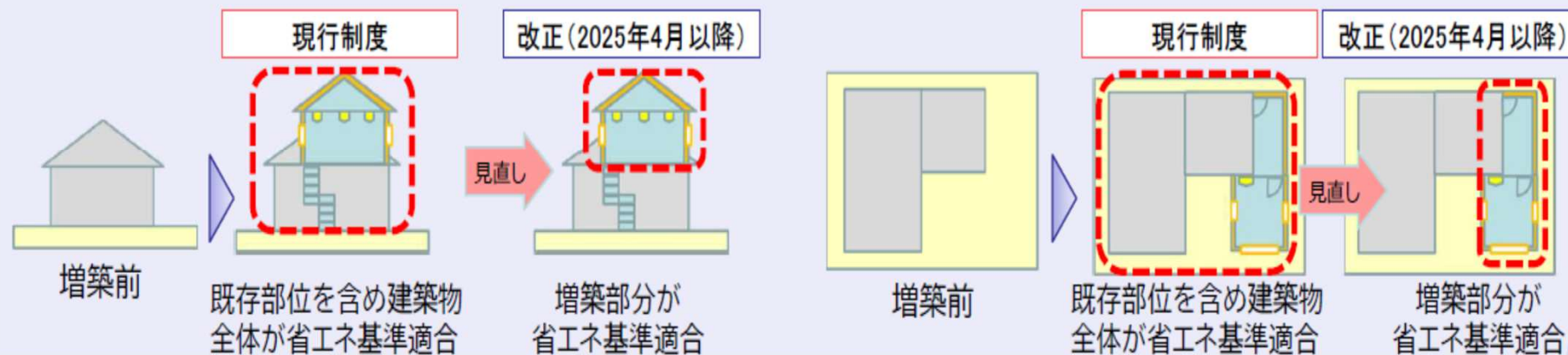
18

(2) 省エネ基準への適合義務を原則全建築物に拡大 * **全建築物**

① 建築物省エネ法第10条(令和7年4月1日施行予定)

○増改築を行う場合の省エネ基準適合が必要となる範囲を見直し
増改築をする場合には、増改築をする部分のみ基準適合させることとする。
* 改修する部分について、例え大規模な修繕や模様替えに該当する場合であっても、当該部分は省エネ基準の適用はない。

<現行制度からの変更点:省エネ基準適合が必要な部分>



2 法改正の概要

令和7年4月施行予定

19

(2) 省エネ基準への適合義務を原則全建築物に拡大 * **全建築物**

① 建築物省エネ法第10条(令和7年4月1日施行予定)

【省エネ基準適合に係る手続きの要否】

- ▶ 省エネ基準への適合を確認するためには、**エネルギー消費性能適合性判定を受けることが必要**。
- ▶ なお、**新3号建築物**については、省エネ基準適合義務の対象ではあるが、適合の確認は発生しない(**エネルギー消費性能適合性判定は不要**)。
- ▶ ただし、**住宅**について**仕様基準**に基づき外皮性能及び一次エネルギー消費性能を**評価する場合は**、エネルギー消費性能**適合性判定は不要**。 ※この場合、建築確認審査と一体的に省エネ基準への適合性を確認

平屋建て かつ延べ床面積200㎡以下

【省エネ基準適合に係る手続きの種類】

- ・ エネルギー消費性能適合性判定を受ける場合
- ・ 省エネ基準適合について仕様基準を採用する場合、建築確認で審査

2 法改正の概要

令和7年4月施行予定

20

(2) 省エネ基準への適合義務を原則全建築物に拡大 * 全建築物

① 建築物省エネ法第10条(令和7年4月1日施行予定)

【省エネ基準適合に係る手続きの内容】

① エネルギー消費性能適合性判定(省エネ適判)

- ✓ 所管行政庁※又は国土交通大臣の登録を受けた建築物エネルギー消費性能判定機関において判定を受けることができる。
- ✓ 判定を受けた結果、省エネ基準への適合が確認された場合は、適合判定通知書が発行される。
- ✓ この適合判定通知書(又はその写し)を、建築確認申請を行っている機関等へ提出。

※所管行政庁：建築主事を置く市町村の区域は市町村長、それ以外の区域は都道府県知事

② 仕様基準 (仕様基準は住宅に限る。)

- ✓ 国土交通省では、仕様基準(平成28年国土交通省告示第266号(省エネ基準)、令和4年国土交通省告示第1106号(誘導基準))を定め、省エネ計算を不要とする省エネ基準適合の方法を示している。
- ✓ 住宅について、この仕様基準に従って建築物の外皮性能基準・一次エネルギー消費量基準への適合を評価する場合、①の省エネ適判を受ける必要はない※。建築確認において、省エネに係る事項も含めて申請することで、一体的に確認を受けることができる。

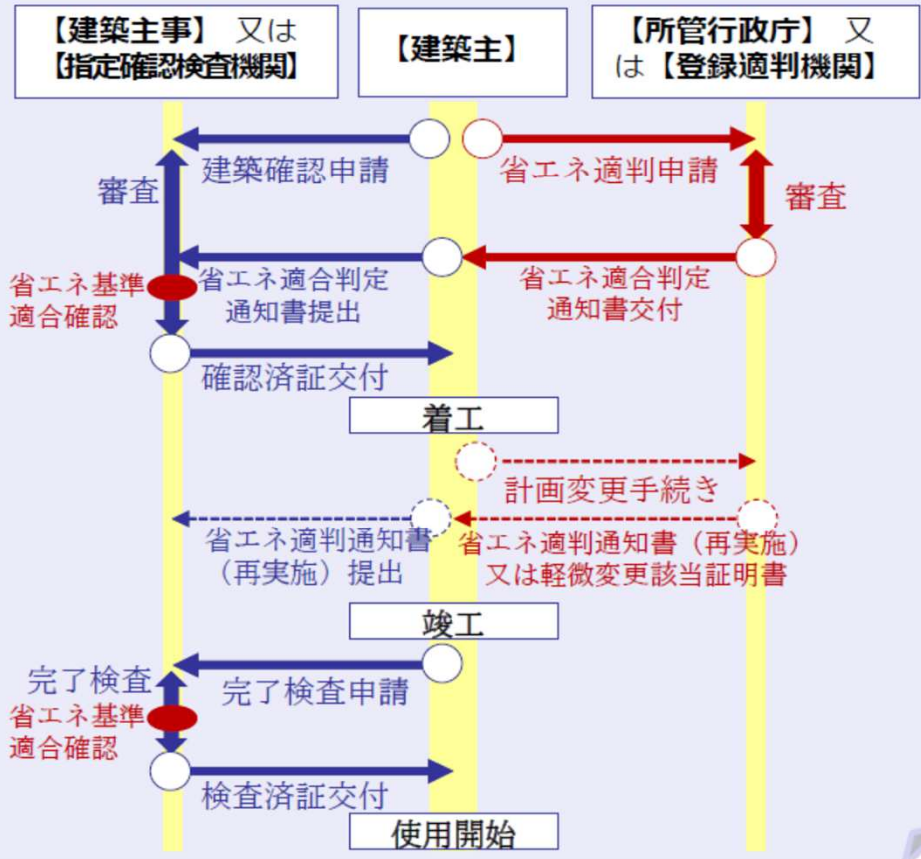
令和7年4月施行予定

【省エネ基準適合に係る手続きの流れ】

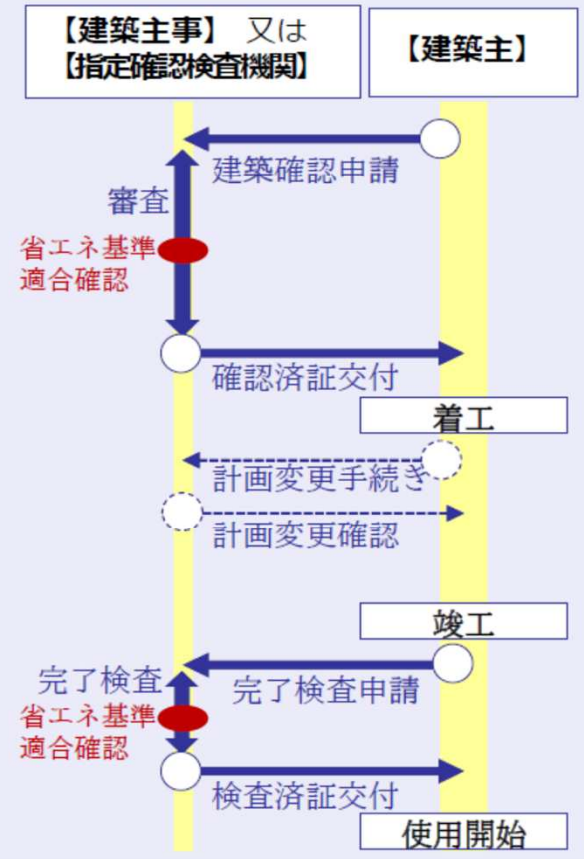
手続きの流れ

省エネ基準への適合確認手続きは、省エネ適判の必要性の有無で変わる。

省エネ適判が必要な場合



省エネ適判を要しない場合(仕様基準※)



※仕様基準により外皮性能基準及び一次エネルギー消費量基準の両基準への適合を評価する場合(外皮性能基準又は一次エネルギー消費量基準のいずれかへの適合のみを仕様基準で評価する場合は省エネ適判が必要。)

2 法改正の概要

令和7年4月施行予定

22

(3) 建築確認申請における審査範囲拡大 建築基準法第6条第1項、第6条の4

【現状】

建築確認申請や完了検査について、都市計画区域等の区域外では、一定規模以下の木造建築物は申請対象外となっている（法第6条第1項）

都市計画区域等の区域内の場合でも一定規模以下の木造建築物で建築士が設計・工事監理したものは審査の一部が省略される（法第6条の4）

【法改正後】

建築確認申請や完了検査対象について、都市計画区域等の区域外では、2階以上又は200㎡超の木造建築物に見直し（対象拡大）

審査の一部が省略される木造建築物は200㎡以下かつ平屋建てに限定される（範囲縮小）

⇒結果として非木造と対象は統一。省エネ基準含め審査範囲拡大

2 法改正の概要

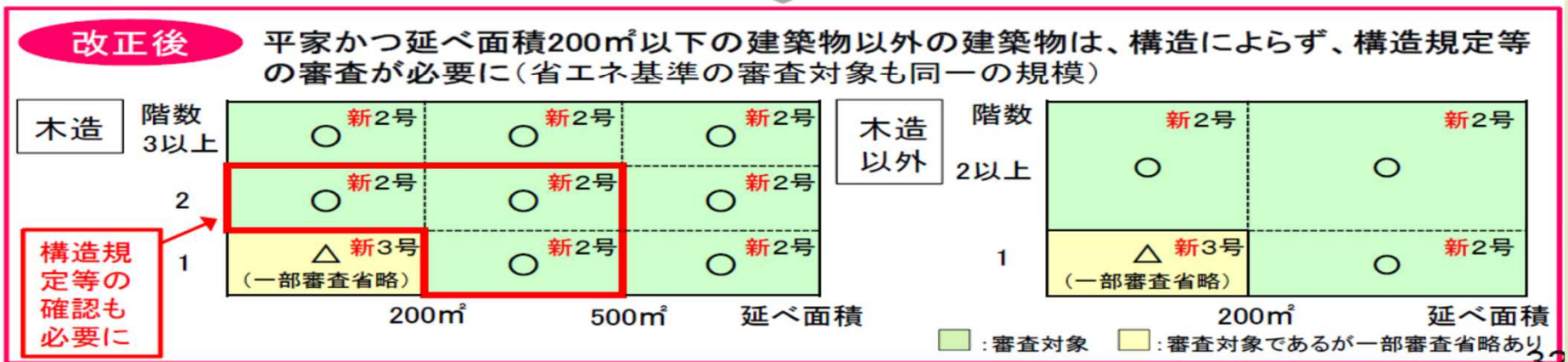
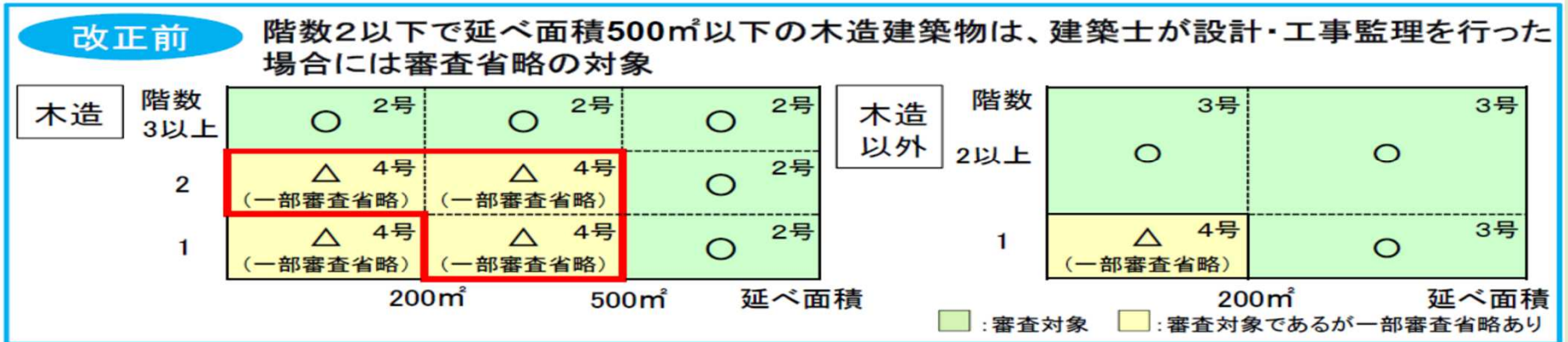
令和7年4月施行予定

(3) 建築確認申請における審査範囲拡大

建築確認審査の対象となる建築物の規模(建築基準法第6条第1項)



○都市計画区域、準都市計画区域、準景観地区等内

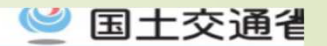


2 法改正の概要

令和7年4月施行予定

(3) 建築確認申請における審査範囲拡大

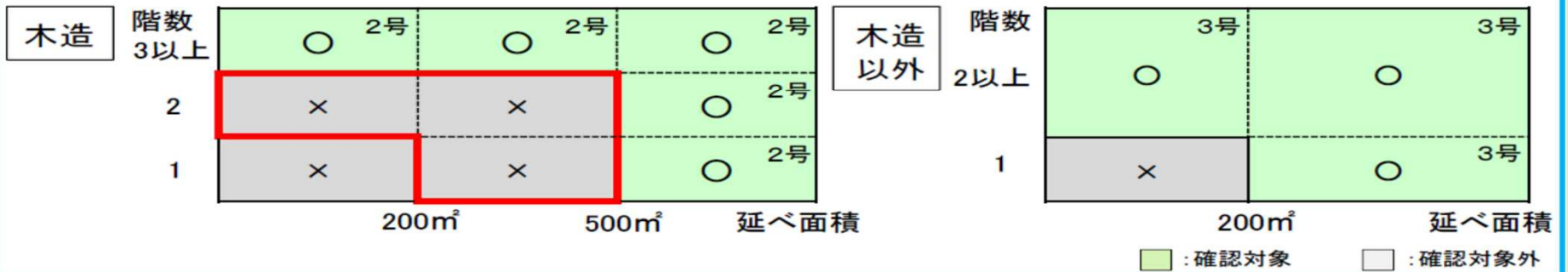
建築確認の対象となる建築物の規模(建築基準法第6条第1項)



○都市計画区域、準都市計画区域、準景観地区等外

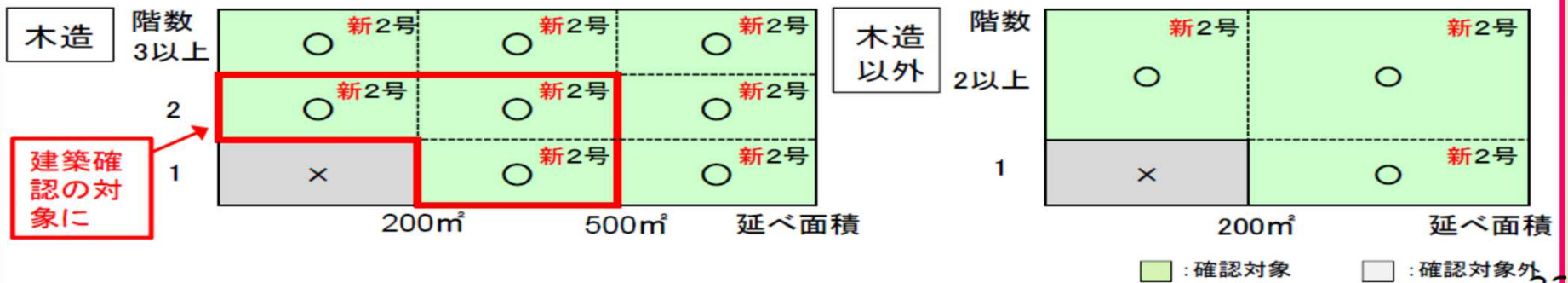
改正前

階数2以下かつ延べ面積500㎡以下の木造建築物は基本的に建築確認の対象外



改正後

構造によらず、階数2以上又は延べ面積200㎡超の建築物は建築確認の対象に

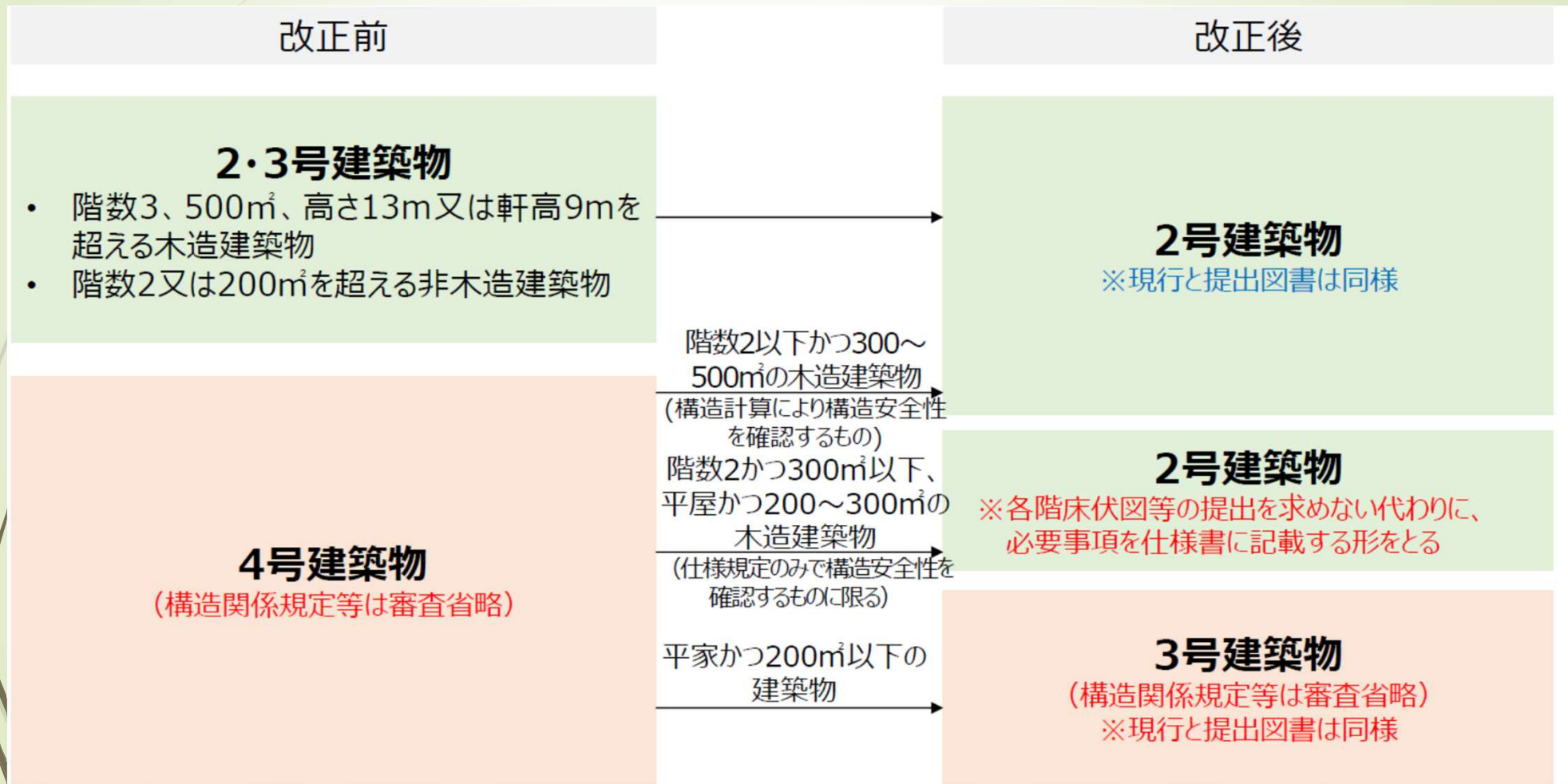


建築確認の対象に

2 法改正の概要

25

(3) 建築確認申請における審査範囲拡大 【提出図書の合理化】



2 法改正の概要

26

(4) 木造建築物の構造関係規定の合理化

① 木造建築物の構造計算の簡素化

(建築基準法第20条第1項第二号 第20条第1項第3号)

➡ 【現状】

法第6条第1項の二号建築物（高さ13m又は軒高さが9mを超えるもの）については、ルート2以上の構造計算が必要

➡ 【法改正後】

法第6条第1項の二号建築物の区分が無くなったことに伴い、法第20条第1項第二号（ルート2以上）の構造計算を求める木造建築物を再定義。

（地階を除く階数が4階以上又は高さが16mを超えるものに対象を縮小）

上記以外で、地階を除く階数が3階かつ高さが13m超16m以下の木造建築物は法第20条第1項第三号の構造計算（ルート1計算）で可とする簡素化が行われた。

2 法改正の概要

27

(4) 木造建築物の構造関係規定の合理化

② 木造建築物の構造計算の合理化

(建築基準法第20条第1項第3号)

▶ 【現状】

延べ床面積が500 m²を超える木造建築物について、法第20条第1項第三号の構造計算 (ルート1計算) を要求

▶ 【法改正後】

延べ床面積が300 m²を超える木造建築物については、法第20条第1項第三号の構造計算 (ルート1計算) を求めることとされた。

現行

2階以下の木造建築物で構造計算が必要となる規模は、延べ面積500m²超

改正

延べ面積300m²超

【建築基準法第20条】 木造建築物の構造計算対象の規模

28

現行

規模		高さ	高さ13m以下※ ※軒高9m以下	高さ13m※超 60m以下 ※軒高9m超	高さ60m超
1階建	500㎡以下		仕様規定	高度な構造計算 (許容応力度等計算、 保有水平耐力計算)	時刻歴 応答解析
	500㎡超		簡易な構造計算 (許容応力度計算)		
2階建	500㎡以下		仕様規定		
	500㎡超		簡易な構造計算 (許容応力度計算)		
3階建					
4階建～					

改正

規模		高さ	高さ16m以下	高さ16m超 60m以下	高さ60m超
1階建	300㎡以下		仕様規定	高度な構造計算 (許容応力度等計算、 保有水平耐力計算)	時刻歴 応答解析
	300㎡超		簡易な構造計算 (許容応力度計算)		
2階建	300㎡以下		仕様規定		
	300㎡超		簡易な構造計算 (許容応力度計算)		
3階建					
4階建～			高度な構造計算 (許容応力度等計算、 保有水平耐力計算)		

【施行日：公布の日から3年以内】

39

2 法改正の概要

29

(4) 木造建築物の構造関係規定の合理化

③ 構造計算を要しない小規模木造建築物の仕様規定の強化 (建築基準法施行令第43条、第46条)

壁量基準の見直し(令第46条)

○仕様の実況に応じた必要壁量の算定方法への見直し

現行:「軽い屋根」「重い屋根」の区分により必要壁量を算定

⇒ 見直し: 建築物の荷重の実態に応じて、算定式により、必要壁量を算定

○存在壁量に準耐力壁等を考慮可能化

現行: 存在壁量として、耐力壁のみ考慮

⇒ 見直し: 存在壁量として、耐力壁に加え、腰壁、垂れ壁等を考慮可能

○高耐力壁を使用可能化

現行: 壁倍率は5倍以下まで

⇒ 見直し: 壁倍率は7倍以下まで

○構造計算による安全性確認の合理化

現行: 構造計算による場合も壁量計算が必要

⇒ 見直し: 構造計算(昭和56年告示1100号5号)による場合は壁量計算は不要

柱の小径の基準の見直し(令第43条)

○仕様の実況に応じた柱の小径の算定方法への見直し

現行: 階高に対して「軽い屋根」「重い屋根」等の区分に応じて一定の割合を乗じて算定

⇒ 見直し: 建築物の荷重の実態に応じて、算定式により、

・ 柱の小径を算定

又は、

・ 小径別の柱の負担可能な床面積を算定

【床面積当たり必要壁量の算定例(早見表の場合)】

■試算No. 1～21

各階の階高	2階の床面積/1階の床面積						
	0/100超え	20/100以上	40/100以上	60/100以上	80/100以上	100/100	100/100超え
仕様① 2F: 3.2m以下 1F: 3.2m以下	20/100未満 	40/100未満 	60/100未満 	80/100未満 	100/100未満 		120/100以下
仕様② 2F: 2.9m以下 1F: 3.0m以下	20/100未満 	40/100未満 	60/100未満 	80/100未満 	100/100未満 	100/100 	120/100以下
仕様③ 2F: 2.8m以下 1F: 2.9m以下	20/100未満 	40/100未満 	60/100未満 	80/100未満 	100/100未満 	100/100 	120/100以下

該当する条件のPDFアイコンをクリック

階の床面積に乗する数値(単位 cm/m²)と柱の小径(mm)の早見表

屋根と外壁の仕様		階の床面積に乗する数値 (cm/m ²)				柱の必要小径 d _o (mm)				
		令第46条第4項				令第43条第1項、6項				
		屋根の仕様	外壁の仕様	平屋	2階建て		平屋		2階建て	
1階	2階				d _o /l*	d _o (mm) 以上	d _o /l*	d _o (mm) 以上		
瓦屋根 (ふき土無)	土塗り壁等	23	51	29	1/32	90	1/24	120	1/31	90
瓦屋根 (ふき土無)	モルタル等	22	49	28	1/32	90	1/24	120	1/31	90
瓦屋根 (ふき土無)	サイディング	20	44	26	1/32	90	1/27	105	1/31	90
瓦屋根 (ふき土無)	金属板張	20	42	25	1/32	90	1/27	105	1/31	90
瓦屋根 (ふき土無)	下見板張	19	39	23	1/32	90	1/27	105	1/31	90
スレート屋根	土塗り壁等	20	48	26	1/32	90	1/24	120	1/31	90
スレート屋根	モルタル等	19	46	25	1/32	90	1/24	120	1/31	90
スレート屋根	サイディング	17	41	22	1/32	90	1/27	105	1/31	90
スレート屋根	金属板張	17	39	21	1/32	90	1/27	105	1/31	90
スレート屋根	下見板張	16	36	20	1/32	90	1/27	105	1/31	90
金属板ふき	土塗り壁等	16	44	22	1/32	90	1/24	120	1/31	90
金属板ふき	モルタル等	16	42	21	1/32	90	1/27	105	1/31	90
金属板ふき	サイディング	14	37	18	1/32	90	1/27	105	1/31	90
金属板ふき	金属板張	13	35	17	1/32	90	1/27	105	1/31	90
金属板ふき	下見板張	12	32	16	1/32	90	1/27	105	1/31	90

瓦屋根 (ふき土無)
サイディング
2階建ての場合

*柱の必要小径d_oは、建築材種別別

【床面積当たり必要壁量の算定例(表計算ツールの場合)】

(2階建て住宅用)

31

1. 階の床面積に乗ずる数値(単位 cm/m²)

— 緑色セルを入力

項目	入力欄	入力の注意点等	
2階階高 (m)	2.86	2階梁・桁上端～2階床梁上端までの距離	
1階階高 (m)	3.00	1階土台上端～2階床梁上端までの距離	
標準せん断力係数C ₀	0.2	軟弱地盤の指定がある場合は0.3 (不明な場合は特定行政庁に確認)	
2階床面積(m ²)	50	(ここでは小屋裏面積は含めなくともよい。)	
1階床面積(m ²)	50	(ここでは小屋裏面積は含めなくともよい。)	
屋根の仕様	瓦屋根 (ふき土無)	プルダウン選択	
外壁の仕様	サイディング	プルダウン選択	
太陽光発電設備等(N/m ²)	あり(260)	太陽光発電設備等の重量を任意入力したい場合は「あり(任意入力)」をプルダウン選択し、右欄(緑)にその重量を入力する。	下記への入力は不要です。
			設備等の重量 (kg)
天井断熱材(N/m ²)	100 (初期値)	断熱材の密度と厚さを任意入力したい場合は、「任意入力」をプルダウン選択し、右欄(緑)に値を入力する。	下記への入力は不要です。
			密度(kg/m ³) 厚さ(mm)
外壁断熱材(N/m ²)	70 (初期値)	断熱材の密度と厚さを任意入力したい場合は、「任意入力」をプルダウン選択し、右欄(緑)に値を入力する。	下記への入力は不要です。
			密度(kg/m ³) 厚さ(mm)

←瓦屋根(ふき土無)・スレート屋根・金属板ぶきより選択
←土塗り壁等・サイディング・金属板張・下見板張より選択

実際に設置する機器重量が決定している場合には、直接入力も可能。

断熱材については、天井・外壁それぞれ直接入力も可能。(天井:1種類 外壁:2種類)

出力結果	【階の床面積に乗ずる数値】	1階	2階
	(方法①)	46	28

階の床面積に乗ずる数値が 試算例(早見表)、表計算ツールは日本住宅・木材技術センターHPIにおいて公開しています。算出されます。 URL: <https://www.howtec.or.jp/publics/index/411/>

【筋交い耐力壁の階高による壁倍率低減 等】

32

- ① 筋かいを入れた軸組の高さが 3.2mを超える場合には、通常の壁倍率に低減係数 α_h を乗じる
- ② 柱頭・柱脚の接合方法の確認(N値計算法等)において、告示(改正後の平成12年告示1460号第二号イ)の仕様による場合、階高は3.2m以下に限られる

① 筋かいの壁倍率の低減係数

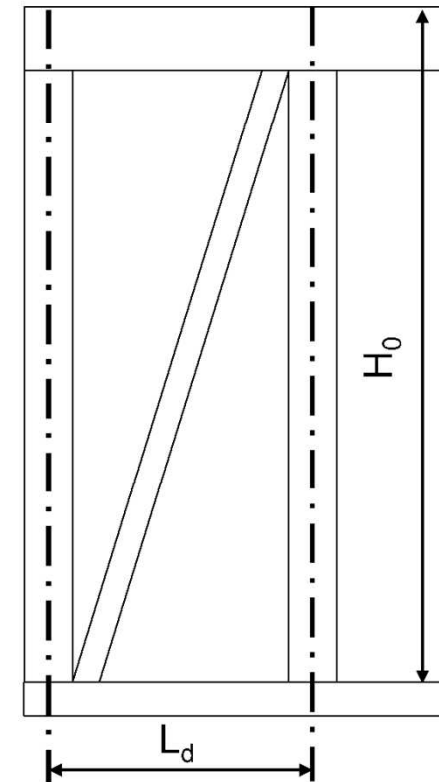
$$\alpha_h = 3.5 \times L_d / H_0 \quad (1.0\text{を超える場合には}1.0)$$

L_d : 筋かいを入れた軸組の柱間の距離 (mm)
 H_0 : 横架材の上端の相互間の垂直距離 (mm)

※ 四分割法、N値計算法等においても、低減後の壁倍率を用いて算定する

② 柱頭・柱脚の接合方法の確認

階高	N値計算法	告示の仕様
3.2m以下	○	○
3.2m超	○	×



【準耐力壁を存在壁量として考慮可能】

33

- 準耐力壁等については、基本的に、**存在壁量に「算入できる」ものとして取り扱う**
※必要壁量の1/2を超えて準耐力壁等を壁量に算入する場合は、柱の折損等の脆性的な破壊の生じないことを確認する必要
- 準耐力壁等の壁量が少なく、かつ準耐力壁等の壁倍率が小さい場合は、**壁配置のバランスの確認**（四分割法）、**柱頭・柱脚の接合方法の確認**（N値計算法等）において**準耐力壁等の影響は考慮しない**

【準耐力壁等の存在壁量への算入】

準耐力壁等の壁量	壁量に算入しない場合	壁量に算入する場合	
		必要壁量の $\frac{1}{2}$ 以下 ^(注1)	必要壁量の $\frac{1}{2}$ 超 ^(注1)
存在壁量の算定		準耐力壁等を 算入できる	準耐力壁等を 算入できる <small>※柱の折損等の脆性的な破壊の生じないことが確認された場合^(注3)に限る。</small>
四分割法	耐力壁のみで検証	耐力壁のみで検証 (準耐力壁等は算入せずに検証)	準耐力壁等を含めて検証 <small>※存在壁量に算入した準耐力壁等が対象</small>
柱頭・柱脚の接合部		耐力壁のみで検証 (準耐力壁等は壁倍率0として検証) <small>※存在壁量に算入した準耐力壁等のうち、壁倍率1.5倍超^(注2)のものは当該準耐力壁等の壁倍率で検証</small>	準耐力壁等を含めて検証 <small>※存在壁量に算入した準耐力壁等が対象 (準耐力壁等の壁倍率1.5倍以下も対象)</small>

【準耐力壁の仕様・壁倍率】

34

＜準耐力壁等の仕様・倍率＞

	準耐力壁	垂れ壁・腰壁
	<p>＜面材＞ ＜木ずり＞</p> <p>横架材間内法寸法</p> <p>準耐力壁</p> <p>90cm以上</p> <p>(一続きの材の長さ) 横架材内法寸法の80%以上</p>	<p>＜面材＞ ＜木ずり＞</p> <p>垂れ壁</p> <p>準耐力壁</p> <p>腰壁</p> <p>耐力壁</p> <p>横架材間内法寸法</p> <p>36cm以上</p> <p>90cm以上かつ2m以下</p> <p>36cm以上</p>
材料	面材・木ずり等	面材・木ずり等
くぎ打ち	柱・間柱のみにくぎ打ち	柱・間柱のみにくぎ打ち
幅	90cm以上	90cm以上かつ2m以下 ^{注)}
高さ	横架材間内法寸法の80%以上 ^{注)}	36cm以上 ^{注)}
その他	—	両側に耐力壁または準耐力壁があること
壁倍率	$\text{面材の準耐力壁等の壁倍率} = \frac{\text{材料の基準倍率}^*}{1} \times 0.6 \times \frac{\text{面材の高さの合計}}{\text{横架材間内法寸法}}$	
	$\text{木ずりの準耐力壁等の壁倍率} = 0.5 \times \frac{\text{木ずりの高さの合計}}{\text{横架材間内法寸法}}$	

※基準倍率は次ページ参照

【仕様の実況に応じた柱の小径の算定方法の見直し(令43条)】

35

建築物の用途等により、柱の小径/横架材相互間の距離を、令43条の表中の割合以上とする。

改正前

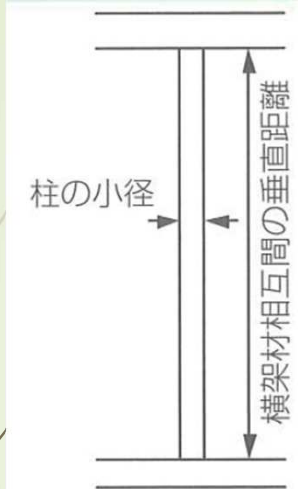


表 横架材相互間の垂直距離に対する柱の小径の割合(住宅の場合)

	最上階又は平屋の住宅の柱	その他の階の柱(2階建ての1階)
軽い屋根の住宅	$1/33$	$1/30$
その他の住宅	$1/30$	$1/28$

※上表は下記の用途等の建築物は適用外

- ・土蔵造など、壁重量が特に大きい建築物
- ・相互の間隔が10mを超える柱
- ・床面積10㎡超の学校等
- ・公衆浴場の柱

改正後

- 建築物の重量に応じた柱の小径の算定式を規定。より精緻な算定式(座屈の理論式)の活用も可能。
- 柱の小径の算定のほか、柱の負担可能面積の算出が可能
- 特定の仕様等の組合せを確認することで、柱の小径を容易に把握できる試算例(早見表)を整備
- 諸元を入力することで、柱の小径や柱の負担可能面積を容易に算定できる表計算ツールを整備
(確認申請において、基本的に、早見表や表計算ツールの出力結果の提出までは求めない。)

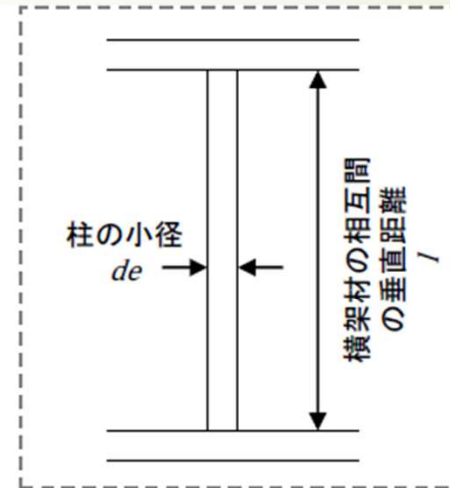
【仕様の実況に応じた柱の小径の算定方法の見直し(令43条)】

36

<算定式(横架材相互の垂直距離に対する柱の小径)>

$$d_e / l = 0.027 + 22.5 \cdot Wd / l^2$$

- d_e : 必要な柱の小径 (mm)
- l : 横架材の相互間の垂直距離 (mm)
- Wd : 当該階が負担する単位面積あたりの固定荷重と積載荷重の和 (N/m²)
 ※荷重算定のイメージは壁量基準と同様
 ※積雪荷重は含まない



※柱に壁が取り付く場合、当該壁の方向については、柱の小径の検討は不要
 (今後解説等で示す予定)

<より精緻な算定式(座屈の理論式)>

$$d_e = \frac{l}{75.05} + \sqrt{\left(\frac{l}{75.05}\right)^2 + \frac{1}{1.3} \cdot Wd A_e / \left(\frac{1.1}{3} F_c\right)} \quad \text{等}$$

- A_e : 荷重負担面積 (m²)
- F_c : 柱材の圧縮基準強度 (N/mm²)

座屈の理論式をもとに、

- ・柱の小径
- ・柱の負担可能面積

を容易に算定できる設計支援ツールを整備

<柱の必要小径の試算例(早見表) HP掲載イメージ>

太陽光パネル設備等「なし」の場合

■試算No. 1~21

日本住宅・木材技術センターHPIにおいて公開しています
URL: <https://www.howtec.or.jp/publics/index/411/>

各階の階高	2階の床面積/1階の床面積						
	0/100超え	20/100以上	40/100以上	60/100以上	80/100以上	100/100	100/100超え
仕様① 2F: 3.2m以下 1F: 3.2m以下	20/100未満 	40/100未満 	60/100未満 	80/100未満 	100/100未満 	100/100 	120/100以下
仕様② 2F: 2.9m以下 1F: 3.0m以下	20/100未満 	40/100未満 	60/100未満 	80/100未満 	100/100未満 	100/100 	120/100以下
仕様③ 2F: 2.8m以下 1F: 2.9m以下	20/100未満 	40/100未満 	60/100未満 	80/100未満 	100/100未満 	100/100 	120/100以下

該当する条件の
PDFアイコンをクリック

階の床面積に乗ずる数値(単位 cm^2/m^2)と柱の小径(mm)の早見表

屋根と外壁の仕様		階の床面積に乗ずる数値 (cm^2/m^2)				柱の必要小径 d_p (mm)					
		令第46条第4項				令第43条第1項、6項					
		平屋	2階建て		平屋	2階建て					
1階	2階		1階			2階					
屋根の仕様	外壁の仕様				d_p/l^*	d_p (mm) 以上	d_p/l^*	d_p (mm) 以上	d_p/l^*	d_p (mm) 以上	
瓦屋根 (ふき土無)	土塗り壁等	23	51	29	1/32	90	1/24	120	1/31	90	
瓦屋根 (ふき土無)	モルタル等	22	49	28	1/32	90	1/24	120	1/31	90	
瓦屋根 (ふき土無)	サイディング	20	44	26	1/32	90	1/27	105	1/31	90	
瓦屋根 (ふき土無)	金属板張	20	42	25	1/32	90	1/27	105	1/31	90	
瓦屋根 (ふき土無)	下見板張	19	39	23	1/32	90	1/27	105	1/31	90	
スレート屋根	土塗り壁等	20	48	26	1/32	90	1/24	120	1/31	90	
スレート屋根	モルタル等	19	46	25	1/32	90	1/24	120	1/31	90	
スレート屋根	サイディング	17	41	22	1/32	90	1/27	105	1/31	90	
スレート屋根	金属板張	17	39	21	1/32	90	1/27	105	1/31	90	
スレート屋根	下見板張	16	36	20	1/32	90	1/27	105	1/31	90	
金属板ふき	土塗り壁等	16	44	22	1/32	90	1/24	120	1/31	90	
金属板ふき	モルタル等	16	42	21	1/32	90	1/27	105	1/31	90	
金属板ふき	サイディング	14	37	18	1/32	90	1/27	105	1/31	90	
金属板ふき	金属板張	13	35	17	1/32	90	1/27	105	1/31	90	
金属板ふき	下見板張	12	32	16	1/32	90	1/27	105	1/31	90	

瓦屋根(ふき土無)
サイディング
2階建ての場合

*柱の必要小径 d_p / 構造材別詳表/

○ 表計算ツールにおいて、柱の小径の算定方法は3つの中から選択可能

<表計算ツール> ※座屈の理論式による

(2階建て住宅用)

① 2-1 算定式と有効細長比より柱の小径を求める場合

2 柱の小径 (令第43条第1項)

階	出力結果	
	d_c/l^*	柱の小径(mm以上)
2階	1/31.6	87
1階	1/27.1	106

階高や床面積等の諸元を入力することで
横架材間の距離に対する柱の小径の割合と柱の小径が算出される

算定結果より柱の小径を小さくする場合は、方法2-2、方法2-3を検討

*柱の必要小径 d_c /横架材間距離 l /すぎ、無等級材 ← 無等級材(すぎ)を前提に算出

② 2-2 樹種等を選択し、算定式と有効細長比より柱の小径を求める場合

柱材の種類	入力値			出力結果	
	JAS規格	樹種等	等級等(積層数)	基準強度	柱の小径 (mm以上)
2階	① JAS機械等級区分構造用製材	ひのき	E90	24.6	80
	② 無等級材	すぎ	-	17.7	87
	③			該当なし	
	④ 国土交通大臣が基準強度の数値を指定した木材		認定番号 ()		
1階	① JAS同一等級構成集成材	-	E105-F300(3層)	25.5	97
	② 無等級材	すぎ	-	17.7	106
	③			該当なし	
	④ 国土交通大臣が基準強度の数値を指定した木材		認定番号 ()		

樹種等を選択することにより柱の小径を算出

- ・JAS機械等級区分構造用製材
- ・JAS目視等級区分構造用製材
- ・無等級製材
- ・JAS同一等級構成集成材
- ・JAS A種構造用単板積層材

※大臣が基準強度の数値を指定した
木材については強度を直接入力

(例) 樹種等を選択することで、方法2-1の算定結果
106mm以上から97mm以上に

試算例(早見表)、表計算ツールは日本住宅・木材技術センターHPIにおいて公開しています。

URL: <https://www.howtec.or.jp/publics/index/411/>

○ 柱の小径別に「柱の負担可能な床面積」(表計算ツールより算出)と「柱が負担する床面積」を比較することで、より合理的な柱の小径の設計が可能に

③ 2-3 柱の小径別に柱の負担可能面積を求める場合

階ごとに①、②の2種類までの樹種と等級が選択できます。

数値入力することによって任意の断面寸法を設定することができます。

柱材の種類	入力値			出力結果：柱の負担可能面積 (m ²)						
	JAS規格	樹種※	等級	基準強度	105角	120角	任意入力①		任意入力②	
					長辺・短辺 (mm)	長辺・短辺 (mm)	長辺 (mm)	短辺 (mm)	長辺 (mm)	短辺 (mm)
					105	120	102	102	105	120
1階 外周部の柱*	①	JAS機械等級区分構造用製材	ひのき	E90	24.6	7.6	13.5	6.6	8.7	
	②	無等級材	すぎ	—	17.7	5.5	9.7	4.7	6.3	
	③	大臣認定品の場合は右へ基準強度を記入		認定番号 ()		0.0	0.0	0.0	0.0	
1階 内部の柱	①	JAS同一等級構成集成材	—	E105-F300(3層)	25.5	11.2	19.6	9.7	12.8	
	②	無等級材	すぎ	—	17.7	7.7	13.6	6.7	8.8	
	③	大臣認定品の場合は右へ基準強度を記入		認定番号 ()		0.0	0.0	0.0	0.0	

← 柱サイズを任意に入力することにより、平角材にも対応可能

柱の小径を105角とする場合には、柱が負担する面積が表の数値以下であることを確認する

*外周部の柱とは外壁面に存する柱を指す。内部柱とは外壁に面しない柱を指す。

改正建築基準法の施行日前後における規定の適用に関する留意事項

○建築確認・検査の対象となる建築物の規模の見直し等は、施行日（令和7年4月1日）以後に工事に着手するものについて適用されます。

【留意事項】

1. 施行日前後の建築確認・検査の取扱いが変更されます（下図参照）。
2. 建築確認を円滑に進めるため、
 - ・下図④の場合は建築基準関係規定への適合性について
 - ・下図⑩の場合は構造関係規定等への適合性について
 施行日前から建築主事・指定確認検査機関とあらかじめ相談することをご検討ください。
3. 下図⑪⑫の場合（防火・準防火地域外の一戸建て住宅を除く）などの消防同意について、施行日前は都市計画区域等の区域内で同意期限が3日以内、都市計画区域等の区域外で消防同意（建築確認）の対象外だったものが、施行日以後は同意期限が7日以内に変更となります。
4. 都道府県及び限定特定行政庁における建築主事の業務範囲が変更となりますので、施行日以後の申請先にはご注意ください。
5. 確認申請から確認済証の交付まで一定の審査期間が必要となるため、施行日前に工事に着手する予定の場合は、時間的余裕をもって建築確認申請を行ってください。
6. 施行日前に確認済証が交付され、施行日以後に着工するものについては、着工後の計画変更や検査において、構造関係規定等への適合の確認が必要となり、適合の確認ができない場合には、計画変更に係る確認済証や中間検査合格証、検査済証が交付されないため、一定の余裕をもって対応してください。

確認・検査の対象外から新2号になる木造建築物の取扱い<都市計画区域等の区域外>

	法施行日（令和7年4月1日）	確認申請 (附則第3条)	構造関係規定等への 適合確認
①		不要	
②		不要	
③		不要	
④		着工前に必要	確認：審査する 検査：検査する

改正建築基準法の施行日前後における規定の適用に関する留意事項

旧4号から新2号になる木造建築物の取扱い<都市計画区域等の区域内>			
	法施行日（令和7年4月1日）	構造関係規定等への適合確認	留意点
⑤		確認：審査しない 検査：検査しない	—
⑥		確認：審査しない 検査：検査しない	—
⑦		確認：審査しない 検査：検査しない	—
⑧		確認：審査しない 計画変更：審査しない 検査：検査しない	—
⑨		確認：審査しない 計画変更：審査しない 検査：検査しない	—
⑩		確認：審査しない 計画変更：審査する 検査：検査する	⑦、⑨、⑫となるよう調整することが考えられる
⑪		確認：審査する 検査：検査する	施行日以後に行われる 消防同意については7日以内
⑫		確認：審査する 検査：検査する	施行日以後に行われる 消防同意については7日以内

改正建築基準法の施行日前後における規定の適用に関する留意事項

確認・検査の対象外から新2号になる木造建築物の取扱い<都市計画区域等の区域外>

	法施行日（令和7年4月1日）	確認申請 （附則第3条）	構造関係規定等への 適合確認
④		着工前に必要	確認：審査する 検査：検査する

【留意事項】

1. 施行日以後に着工するものは建築確認・検査の対象となり、その際、構造関係規定等についても適合を確認する必要があります。
2. 施行日以後の建築確認を円滑に進めるため、施行日前から建築基準関係規定への適合性について、建築主事・指定確認検査機関とあらかじめ相談することをご検討ください。

旧4号から新2号になる木造建築物の取扱い<都市計画区域等の区域内>

	法施行日（令和7年4月1日）	構造関係規定等への 適合確認
⑩		確認：審査しない 計画変更：審査する 検査：検査する

【留意事項】




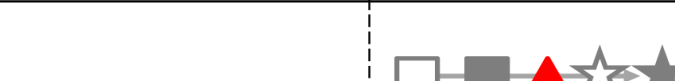
1. 施行日前に確認済証が交付され、施行日以後に着工するものについては、着工後の計画変更や検査において構造関係規定等への適合性の確認が必要となるため、確認申請の段階から構造関係規定等への適合性について、建築主事及び指定確認検査機関とあらかじめ相談することをご検討ください。
2. 着工後の計画変更や検査において、構造関係規定等に係る図書の追加提出が必要となるため、構造関係規定等が建築確認・検査の対象外となる施行日前の着工とすることや、建築確認において構造関係規定等への適合性を確認するために建築確認申請を施行日以後に遅らせること等の対応により、申請者等の負担を軽減することが考えられます。

壁量基準等の経過措置の適用に関する留意事項

○ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までに工事に着手するものについて、現行（改正前）の壁量基準等によることができます。

【留意事項】

1. 地階を除く階数が2以下、高さが13メートル以下及び軒の高さが9メートル以下である延べ面積が300㎡以内の木造建築物が対象になります。
2. 改正後の基準によることとするための設計の変更等に時間を要すること等により、当該基準により難しいと認められる場合に適用可能です。（建築確認・検査においては、改正後の基準により難しいと認められる場合に適合することの確認に必要な図書の提出は必要ないこととする）
3. 経過措置の対象となるのは、壁量（令第46条。枠組壁工法等(順次追加予定)を含む。）及び柱の小径（令第43条）になります。経過措置を適用する場合であっても、壁量と柱の小径について現行（改正前）の基準に適合していることの審査がされることになります。
4. 確認申請書（第三面18.）と建築計画概要書（第二面20.）に経過措置の適用の有無の記載欄があります。（施行日前後の記載方法は下記参照）

	法施行日（令和7年4月）	構造関係規定等への適合確認	様式の記載上の留意点
⑩		確認：審査しない 検査：検査する	中間・完了検査申請書の備考欄に経過措置の適用の有無を記載
⑩'		確認：審査しない 計画変更：審査する 検査：検査する	改正後の様式を使用又は改正前の様式に経過措置の適用の有無の記載欄を追加して使用
⑪		確認：審査する 検査：検査する	「その他必要な事項」の欄に経過措置の適用の有無を記載
⑫		確認：審査する 検査：検査する	改正後の様式を使用又は改正前の様式に経過措置の適用の有無の記載欄を追加して使用

長時間、ご清聴ありがとうございました。